

11 医療機関用個人情報漏えい保険

〈1〉保険金をお支払いする場合

(1) 損害賠償金

偶然な事由により個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれ起因して、保険期間中に病院（開設者）に対して、損害賠償請求（求償を含みます。）がなされた場合に、次の損害を補償します。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 弁護士費用等の争訟費用（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）
- ③ 求償権保全費用

(2) ブランドプロテクト費用

病院（開設者）が法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、ブランド価値（社会的信用）のき損を減じることを目的に次に掲げる費用を負担する場合に、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの費用を補償します。

① 謝罪会見・広告・文書費用

謝罪会見の実施、謝罪広告の作成、テレビ・ラジオ等の媒体による放送、新聞・雑誌等の媒体への掲載、ならびに謝罪文書の作成、個人情報を漏えいされた本人または家族への送付等に要した費用

② 見舞品購入費用

個人情報を漏えいされた本人に対する見舞品（商品券を含みます。）の購入費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。）

③ クレーム対応費用

損害賠償請求、漏えいした個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要した費用

④ コンサルティング費用

個人情報の漏えいの発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導を受けるために要した費用

〈2〉ご加入いただける方

医療施設の開設者

※基本契約（病院賠償責任保険）にご加入されていない場合で、この補償をご希望の方は、P34をご覧ください。

〈3〉被保険者

医療施設の開設者

〈4〉保険金をお支払いできない主な場合

- (1) この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (2) サーバに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する損害
- (3) 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- (4) 病院が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求 など

〈5〉保険金額と自己負担額(自己負担額・支払割合)

保険金の種類	縮小てん補割合	自己負担額	保険金額	
			1事故/期間中	
(1) 損害賠償金	100%	なし	すべての保険金を合計して、以下の保険金額を限度とする。 ■1,000万円 ■3,000万円 ■5,000万円 ■1億円 ■2億円	(※1) (※2)
(2) ブランドプロテクト費用(※3)	100%	1事故10万円		1事故につき左欄の保険金額の10%または30%を限度(プランにより異なる)(※4)

(※1) 企業情報が漏えいした場合の第三者への損害賠償に関する補償は1,000万円となります。(自己負担額5万円)

(※2) 精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につき保険金額の5%を限度として保険金をお支払いします。

(※3) 企業情報の漏えいについてはお支払対象外です。

(※4) B1・B2プランは、3,000万円が限度となります。

〈6〉セキュリティ割増引

病院・介護老人保健施設および介護医療院は、加入申込みやお見積りの際に「医療機関用 個人情報漏えい保険 告知事項申告書」(以下:「告知事項等申告書」)の提出が必要です。

(一般診療所・歯科診療所はセキュリティ割増引の対象外ですので提出は不要です。)

告知内容によって、団体割引20%のほかに、セキュリティ割増引として+30%~▲30%の割増引が適用されます。

〈7〉保険料例

(1円位四捨五入、10円単位)

(保険期間1年 団体割引20%適用 一括払)

加入プラン	1	2	3	4	5	B1	B2
保険金額	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	1億円	2億円
(内ブランドプロテクト費用)	100万円	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円

●加入プラン: 1

一般病床200床、精神病床30床の場合

年間合計保険料 60,250円 ※セキュリティ割引30%適用

●加入プラン: 5

一般病床130床、結核病床100床の場合

年間合計保険料 366,680円 ※セキュリティ割引5%適用

●加入プラン: 5

一般診療所の場合

年間合計保険料 60,800円

※最低保険料を下回る場合は最低保険料の額となります。

※保険料等別途、日本病院共済会までお問い合わせください。

※適用されるセキュリティ割増引により適用される保険料が決定されます。

【ご注意点】

- 医療法第42条第1項に掲げる付帯業務(例:薬局・居住介護業務等)を行っている医療施設で、ご契約医療施設以外に事務所が存在する場合は、加入申込みの際に、その付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただければ、割増保険料なしで本契約の対象業務に含めることができます。なお、付帯業務をご契約医療施設内で行っている場合は、ご申告不要です。
なお、病院・診療所・介護老人保健施設については各々でのご加入が必要です。
- 複数の医療施設または介護施設間で、電子カルテ等を用いて個人情報を共同利用しており、その介護施設すべてのご契約をいただいていない場合は、個人情報の漏えいはいずれの施設の業務遂行によるものかが不明であるときに保険金をお支払いできませんので承知ください。

<医療法第42条第1項に掲げる付帯業務>

- 医療関係者の養成又は再教育
- 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
- 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
- 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
- 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置